

財務省告示第三百一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平
 成十七年七月二十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十七年八月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号

利付国庫債券（五年）（第四十七

二 発行の根拠

財政法（昭和二十二年法律第三
 十四号）第四条第一項、平成十
 七年度における財政運営のため
 の公債の発行の特例等に関する
 法律（平成十七年法律第十九号）

三 振替法の適

用等
 社債等の振替に関する法律（平
 成十三年法律第七十五号）以下
 「振替法」という。この規定の適
 用を受けるものとし、その振替
 機関は日本銀行とする。

四 発行方法

札（以下「価格競争入札」とい
 う。）による発行（以下「価格競
 争入札発行」という。）、価格競
 争入札と同時に行われる入札で
 あつて、価格競争入札において
 定められた利率をその利率とし
 し、価格競争入札において募集
 の決定を受けた各申込みの応募
 価格を募入額により加重平均し

十 発 行 日	九 振 替 単 位	八 額 最 低 額 面 金	七 口 イ 払 込 金 額							八 口 札 非 競 争 入														
			行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 格 競 争	入 札 競 争 入	非 競 争 入	者 ・ 第 一 種	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行	非 競 争 入	入 札 競 争	非 競 争 入	者 ・ 第 一 種	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行	非 競 争 入							
平成十七年七月二十五日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	額 の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	円	千 六 百 五 十 二 億 二 千 九 百 八 十 万	千 七 百 九 十 七 億 四 千 五 百 五	万 七 十 九 億 八 百 七 十 四 万 六 千 円	一 兆 八 千 九 百 七 十 七 億 四 千 五 百 五	千 六 百 四 十 九 億 円	利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で	第 一 種 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た	国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 法 第 五 条	百 七 十 八 億 七 千 三 百 万 円	利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で	第 一 種 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た	国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 法 第 五 条	万 五 千 六 百 八 十 六 億 三 百 十	金 額 で 五 千 六 百 八 十 六 億 三 百 十	し た 利 付 国 債 に つ い て は 、 額 面	五 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行	円 、 九 百 九 十 五 億 九 千 九 百 五 十 万	国 債 に つ い て は 、 額 面 金 額 で 千	項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付

た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五年 第二期以後の利子
 償還金 償還金 元利支額
 払込期日
 平成十七年七月二十五日
 財務大臣から通知を受けた者

毎年六月二十日及び十二月二十
 日を支払期とし、各支払期にお
 いて、その日以前六月間に属す
 る利子を支払う。
 平成二十二年六月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行